

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
ウェルネット株式会社
代表取締役社長 宮 澤 一 洋

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

本年3月の東日本大震災により、被災された皆様には心からお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年9月22日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年9月23日（金曜日）午後1時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールD5
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第29期（平成22年7月1日から平成23年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件
第4号議案 会計監査人選任の件
第5号議案 取締役に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.well-net.jp>)において周知させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成22年7月1日から
平成23年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、上半期においては、景気の下振れリスクを残しつつも、一部の経済指標に持ち直しに向けた動きが見られておりました。しかしながら、本年3月11日に発生した東日本大震災は各地に甚大な被害をもたらし、これに伴う電力供給の制約や原子力災害の影響を含め、国内景気は厳しい状況で推移しました。

このような情勢のもと、当社は当事業年度を初年度とする5ヵ年の中期経営計画を策定し、掲げられた目標を実現すべく、諸施策を着実に実行してまいりました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高5,828百万円（前事業年度比17.5%増）、営業利益775百万円（前事業年度比29.8%増）、経常利益849百万円（前事業年度比55.5%増）となりました。また、第1四半期会計期間に役員退職慰労引当金繰入額209百万円を計上したことにより、当期純利益は365百万円（前事業年度比85.9%減）となりました。

(注) 前事業年度比は、前事業年度の数値を純額表示にした場合と比較しております。

当事業年度のサービス別の概況は以下のとおりとなっております。

i. マルチペイメントサービス

マルチペイメントサービスにつきましては、EC市場の拡大により、取扱量が好調に推移いたしました。また、決済手段の拡充にも継続して取り組んでおり、コンビニエンスストアでは新たにスリーエフが加わり、金融機関ではじぶん銀行、住信SBIネット銀行、百五銀行、七十七銀行、香川銀行、近畿大阪銀行、清水銀行、親和銀行、天草信用金庫、あすか信用組合、大東京信用組合が加わり、利用者の利便性が向上しました。これらの結果、マルチペイメントサービスの売上高は4,689百万円（前事業年度比18.3%増）、売上総利益は1,453百万円（前事業年度比19.3%増）となりました。

ii. オンラインビジネスサービス

PINオンライン販売サービスについては、当事業年度より売上高を総額表示から純額表示に変更しました。前事業年度を純額表示した場合と比較すると、売上高は電子マネー取扱量増加を主要因として増加しました。ネットDE受取サービスでは、機能強化を行うとともに、継続的な利用分野の拡大と営業活動に取り組みました。また、コンビニ店頭で注文した商品を受け取ることができる新たな通販サービス「おみせdeツーハン」を開始し、コンビニエンスストア店舗ネットワークを有効利用したサービス拡充に向けた取り組みを行いました。これらの結果、オンラインビジネスサービスの売上高は953百万円（前事業年度比18.5%増）、売上総利益は359百万円（前事業年度比28.7%増）となりました。

iii. 電子認証サービス

新規事業の柱として、主要課題として黒字化に取り組みました。具体的には、電子チケットにおいて、運用コストの低減への取り組みを行うとともに、シーズンチケットに加えて一試合ごとのチケット販売を行う機能を開発し、電子チケットプラットフォームの利用拡大に取り組みました。本年2月には名古屋グランパスがこのサービスの利用を開始、以降複数のクラブチームが導入に向けて検討を開始したものの当初計画には至りませんでした。これらの結果、電子認証サービスの売上高は185百万円（前事業年度比4.1%減）、売上総利益は△40百万円となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中に当社が実施いたしました設備投資の総額は351百万円であり、その主なものは、情報処理サービス提供目的のソフトウェア及びサーバー設備及びその附属装置であります。

③ 資金調達状況

該当事項はありません。

④ 他会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、東日本大震災の影響により、国内景気は依然として厳しい状況が続くと見込まれます。当社は、5ヵ年の中期経営計画の2年目にあたり、中期経営計画に掲げられた諸施策を着実に実行し、成長分野への投資を進め、持続的な事業成長を実現してまいります。

今後の戦略の軸は以下のとおりであります。

- ① バリュートランスファープラットフォームの拡充
- ② データセンター再構築
- ③ 新規事業
- ④ グローバル化
- ⑤ 当社事業とシナジー効果の高い事業者との提携、M&A

当社は「新規スキーム開発企業」として、スキームの市場投入スピードをNo. 1プライオリティとしてまいりました。失敗の経験もありつつも「先行者メリット」も十分ありました。同時に当社の「運用安定性」については各方面から高い評価をいただくにいたしました。

その一方で業容の拡大とその情報処理が多岐にわたるにつれ、必ずしも効率的とはいえない部分も生じております。今後は安定運用を堅持しながら、一方でクラウド、仮想化など新たなテクノロジーを意識したシステム開発・運用を行ってまいります。具体的には仮想化技術の有効活用によりシステムコストパフォーマンスを向上させます。

新規事業については今までのB to Bのビジネスモデルを維持発展させつつ、コンシューマーを意識した“あったら便利なくみ”の開発・提供を視野に入れてまいります。

海外展開については数年に一度のマーケティングを行う以外、慎重な姿勢を保ってまいりました。安直なグローバル化は論外ですが、今後は継続的に情報収集を行うとともに、それにより複合的な効果を見出せる場合、グローバル展開を視野に入れてまいります。

以上に加え手元資金を有効活用し、引き続き当社が展開するビジネスとシナジー効果の高い事業者との提携、M&Aを重要戦略の一つとして位置づけます。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	単位	第 26 期 (平成20年 6 月期)	第 27 期 (平成21年 6 月期)	第 28 期 (平成22年 6 月期)	第 29 期(当事業年度) (平成23年 6 月期)
売 上 高	千円	24,312,541	26,244,068	30,297,781	5,828,554
経 常 利 益	千円	587,998	629,706	546,230	849,197
当 期 純 利 益	千円	311,230	308,959	2,591,989	365,513
1株当たり当期純利益	円	4,075.14	3,785.99	23,030.08	3,642.42
総 資 産	千円	10,983,275	12,992,231	14,871,664	15,910,219
純 資 産	千円	2,452,780	5,580,718	6,793,851	6,938,597
1株当たり純資産額	円	31,821.23	48,644.73	67,702.23	69,144.66

(注) 第29期(当事業年度)より売上高から仕入高を相殺のうえ、収益のみ純額表示する会計処理に変更しております。詳細は、個別注記表 2.重要な会計方針に係る事項 (5) 会計方針の変更をご参照下さい。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(5) 主要な事業内容

事業部門	事業内容
マルチペイメントサービス	コンビニ店頭や郵便局で払込取扱票を利用して決済するサービスとコンビニのKIOSK端末や銀行ATM、ネットバンク、クレジットカード、電子マネーなどを利用して決済するサービスをワンストップで提供しております。
オンラインビジネスサービス	PINをコンビニ店頭でオンライン発行し販売するサービス（PINオンライン販売サービス）、KIOSK端末から各種申込を行うことができるサービス及び店頭で注文し店頭で受け取る事ができる「おみせdeツアーハン」サービスなどを提供しております。
電子認証サービス	携帯電話などに表示する二次元コードや非接触ICチップを利用した認証サービスを提供しております。

(6) 主要な営業所及び事業所（平成23年6月30日現在）

本 社	東京都千代田区内幸町1丁目1番7号NBF日比谷ビル26階
業 務 部	札幌市厚別区下野幌テクノパーク1丁目1番15号

(7) 使用人の状況（平成23年6月30日現在）

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
名	名減	歳	年
72	4	35.7	5.3

(注) 上記使用人数は、パートタイマーを含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成23年6月30日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社日本政策投資銀行	70,000 千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成23年6月30日現在）

- | | |
|--------------|----------|
| ① 発行可能株式総数 | 273,120株 |
| ② 発行済株式の総数 | 115,019株 |
| ③ 株主数 | 4,646名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
	株	%
株式会社日本政策投資銀行	11,500	11.5
株式会社三井住友銀行	5,016	5.0
東京中小企業投資育成株式会社	4,668	4.7
柳本孝志	4,657	4.6
株式会社北洋銀行	3,792	3.8
株式会社北海道銀行	2,892	2.9
高橋雄一郎	2,616	2.6
宮澤一洋	2,289	2.3
萬範幸	2,280	2.3
日本生命保険相互会社	2,268	2.3

(注) 1. 当社は、自己株式を14,670株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりません。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (平成23年6月30日現在)

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

旧商法第341条ノ2の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第2回無担保新株予約権付社債（平成16年6月28日発行）

（平成16年5月12日取締役会決議）

新株予約権付社債の残高（円）	—
新株予約権の数（個）	6
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	17,500
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成26年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 17,500 資本組入額 8,750
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部について行使請求することはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	・ 本社債と本新株予約権を分離して譲渡することはできない。ただし、本社債が消滅した場合はこの限りでない。 ・ 本社債消滅後に本新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要するものとする。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成23年6月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮澤 一 洋	
取締役会長	柳本 孝 志	
取締役	小野 泰 広	業務部長
取締役	栗原 章	システム開発部長
取締役	滝島 啓 介	営業部長
取締役	小澤 幹 人	弁護士
監査役（常勤）	埴原 義 夫	
監査役	赤澤 正 通	
監査役	後藤 勝 彦	

- (注) 1. 取締役小澤幹人氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役全員は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役小澤幹人氏及び監査役埴原義夫氏、赤澤正通氏、後藤勝彦氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
萬 範 幸	平成22年9月25日	任期満了	取締役 業務部長
志 賀 八 良	平成22年9月25日	辞任	監査役
小 林 伴 之	平成23年6月30日	辞任	取締役 オンラインビジネス営業部長

③ 取締役及び監査役の報酬等

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役	8名	142,278千円	うち社外1名6,000千円
監 査 役	4名	9,738千円	うち社外4名9,738千円
合 計	12名	152,016千円	

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成20年9月27日開催の第26回定時株主総会決議において年額200,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年9月25日開催の第24回定時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記には、平成22年9月25日をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額を含んでおります。
4. 上記には、平成22年9月25日をもって辞任した社外監査役1名の在任中の報酬等の額を含んでおります。
5. 上記には、平成23年6月30日をもって辞任した取締役1名の在任中の報酬等の額を含んでおります。
6. 上記には、当事業年度において、取締役2名に対する役員退職慰労引当金繰入額3,635千円を含んでおりますが、過年度における職務執行の対価として支給される役員退職慰労金209,871千円は含まれておりません。

④ 社外役員に関する事項

- i. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
・取締役小澤幹人氏は、弁護士を兼務しております。

ii. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
取 締 役	小 澤 幹 人	当事業年度に開催された取締役会21回のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
常 勤 監 査 役	埴 原 義 夫	平成22年9月25日就任以降に開催された取締役会17回のうち全てに出席し、また、監査役会10回のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	赤 澤 正 通	当事業年度開催の取締役会21回のうち全てに出席し、また、監査役会13回のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	後 藤 勝 彦	当事業年度開催の取締役会21回のうち全てに出席し、また、監査役会13回のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

iii. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び各社外監査役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

創研合同監査法人

② 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	14,000千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合など、その必要があると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

**(5) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制**

当社は、①業務の有効性及び効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令等の遵守、④資産の保全、という4つの目的達成のために、企業内のすべての者によって遂行されるプロセスである内部統制システムを構築しております。

また、内部統制システムにおいては、統制環境・活動を整備することのほかに情報の伝達経路を確保し、リスクに対応する体制を構築することが不可欠と考えております。

これらのことを念頭に置いた、当社の基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりとなっております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「職務権限規程」「業務分掌規程」「組織規程」等の規程を整備し、各職位が明確な権限と責任を持って業務を遂行することで内部統制を図り、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保しております。

また、法令遵守の立場から、コンプライアンス体制の基礎として、役員及び社員が遵守すべき、「ウェルネットコンプライアンス行動規準」を定めております。

監査役は、取締役会及び重要会議の出席、取締役からの聴取、稟議書・重要書類等の監査を通じてコンプライアンス体制に問題点がある場合の把握に努めております。

内部監査は、社長の指示により内部監査室によって各部門の業務監査を実施し、その報告は社長に直接行うことで、取締役による適切な職務執行を確保しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い保存及び管理を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

通常は、定時及び臨時の取締役会、全体会議、プロジェクト会議、各部門会議等の会議体において、各業務執行部門で収集されたリスク情報及び問題提起がなされ、その検討及び対応策に関する意思決定を行い、社内に周知徹底を図っております。

また、社外からのリスク情報については、顧問弁護士や監査法人等から入手するとともに、公正・適切な助言・指導を受けております。

緊急時は、すみやかに取締役会を招集し、事実関係の確認を行ったうえで、その対応にあっております。

特に個人情報保護重視の観点から、個人情報漏洩時においては、プライバシーマークに基づく「個人情報保護運用マニュアル」によって対応することとしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

少数の取締役による迅速な意思決定を旨として、月1回の定時取締役会及び機動的な臨時取締役会を開催しております。

また、取締役及び社員の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「職務権限規程」「業務分掌規程」「組織規程」を定めております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人のコンプライアンス推進のために、「ウェルネットコンプライアンス行動規準」を定めており、法令の遵守、インサイダー取引の禁止、情報・リスク管理、人権尊重などの規準の趣旨を十分に理解し、自らの行動及び会社のための行動において遵守するよう指導しております。

使用人の職務の執行が適正に行われていることを検証するため、社長の指示による内部監査室の監査を実施し、社長に対し直接報告する体制をとっております。

また、社内においてコンプライアンス違反行為等を発見した場合には、管理部長に通報しなければならないこととしております。

この場合、通報者の希望による匿名を認めることとし、不利益な扱いをいたしません。

⑥ **株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社グループにおける業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を定めており、子会社が行う重要な意思決定については、当社との事前の協議が必要な旨を定め、子会社の適切な管理を行う体制をとっております。

⑦ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

現在、監査役を補助する使用人を置いておりませんが、監査役が必要とする場合は、その職務を補助すべき使用人を置くことといたします。

また、その選任については、取締役会において社員の中から適任者を決定いたします。

⑧ **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役職務を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事異動、人事考課、賃金その他の報酬については監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決定いたします。

⑨ **取締役及び使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役は、取締役会等において業務の執行状況を報告するとともに、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役会または監査役に報告を行います。

内部監査においては、監査役は随時内部監査に同行し、内部監査室と連携して業務監査を実施し、その内容を把握しております。

取締役及び使用人は、上記以外に業務等で当社にとって重要な事項を発見した場合は、監査役会または監査役に報告を行います。

⑩ **その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役による監査が実効的に行われることを確保するため、会計監査人等との連絡を密にし、外部のアドバイスを活用しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また当社は、当社株式の大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が事業計画や代替案等を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉等を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。特に、現在の当社には、(a)当社の中核事業である収納代行事業を安全に遂行すべく、もともと健全な財務状況を確保していることに加え、(b)当社が保有する完全子会社であった株式会社一高たかはしの全株式を売却処分し、多額の現金を保有する特殊な事情が存在いたします。

したがって、当社としてはこのような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

② 前記①の基本方針に係る取り組みの具体的内容

i. 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、平成8年の実質的創業以来、「思い」を持った社員とともに自らの可能性を信じ続け“世の中にあったら便利なしくみ”を自らリスクを

負って開発し、社会に対して“すぐに利用できる具体的な形＝プラットフォーム”として提供するという企業理念に基づき、収納代行業者の草分けの新興企業として業績を伸ばしてきました。そして、平成21年度には、当社の中核事業の収納代行業に必要とされる強靱な財務体質の確保等の観点から、時価総額において大幅に逆転していた元親会社である株式会社一高たかはしを株式交換により完全子会社化したことに伴い、当社のさらなる成長と発展のための基盤をより強固なものとしたしました。

そして、現在の当社は、(a)多数の事業者様からの信頼を得て、そのお客様から多額の収納金を預かるとともに、(b)お取引いただく収納代行機関様も増え、また、社内関係においては、(c)株式交換により株式会社一高たかはしの株主様に当社の株主様になっていただくなど株主様の数も増え、(d)事業の拡大にあわせて社員の数も増えました。そこで、当社は、IT関係の新興企業から、このような多種多様なステークホルダーの皆様へ、よりご満足いただける企業に生まれ変わるべく、原価構成分析システムの構築を通じて事業内容の可視化を進め、毎週行われるプロジェクト会議及びリソース投入規程の新設により、新規事業取組プロセスの透明化を図り、それらを支援するための人事評価システムを更新しております。

また、当社は、事業規模の拡大及び事業内容の複雑化を踏まえ、平成21年度以降、実質的創業メンバーに加えて、業務執行体制強化のために取締役数を増員し、さらに独立役員となる社外取締役及び社外監査役を経営陣に迎えて、コーポレート・ガバナンスの確立と強化を図ってまいりました。各独立役員は、当社取締役会において忌憚のない意見を述べ、時には実際に経営者提案の議案に反対するなど、経営者に対する牽制、監督機能を十分に果たしております。

ii. 基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成22年5月24日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買

取防衛策) (以下「本プラン」といいます。)を導入し、平成22年9月25日開催の第28回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ております。本プランは、株主の皆様のご意思に従い、株主総会または取締役会の決議に基づいて廃止できるように設計されており、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、当社の株券等に対する買付等(注1)が行われる場合に、買付等を行う者(以下「買付者等」といいます。)に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様が取締役会の事業計画や代替案等を提示したり、買付者等との協議・交渉等を行ったりするための手続きを定めております。なお、買付者等には、本プランに係る手続きを遵守していただき、本プランに係る手続きの開始後、当社取締役会において新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議がなされるまでの間または株主総会において新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議がなされるまでの間、買付等を進めてはならないものとしております。

買付者等が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく買付等を行うなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合は、当社は当該買付者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権をその時点のすべての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法(会社法第277条以降に規定されます。)により割り当てます。

(注1) 対象となる買付等とは、以下の①または②に掲げる者をいいます。

- ①当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等
- ②当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

③ 前記② ii. の取り組みについての当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆

様に事業計画・代替案等を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行ったりすることを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。

また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの導入及び廃止は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的判断を排するために、当社経営陣から独立した、企業経営等に関する専門知識を有する者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとなっております。また、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保しており株主共同の利益確保に必要なかつ相当な範囲内の対抗措置であると考えます。

当社は、以上の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取り組みは、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

# 貸借対照表

(平成23年6月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部       |                     | 負 債 の 部          |                     |
|---------------|---------------------|------------------|---------------------|
| 科 目           | 金 額                 | 科 目              | 金 額                 |
| <b>【流動資産】</b> | <b>【13,986,839】</b> | <b>【流動負債】</b>    | <b>【 8,702,809】</b> |
| 現金及び預金        | 8,283,646           | 買掛金              | 3,193,686           |
| 売掛金           | 1,962,796           | 1年内返済予定の長期借入金    | 20,000              |
| 有価証券          | 3,639,147           | リース債務            | 1,189               |
| 商品            | 2,425               | 未払金              | 140,687             |
| 仕掛品           | 2,554               | 未払費用             | 13,215              |
| 貯蔵品           | 1,711               | 未払法人税等           | 40,000              |
| 前払費用          | 25,956              | 前受金              | 29,801              |
| 繰延税金資産        | 25,542              | 預り金              | 34,523              |
| その他           | 43,058              | 収納代行預り金          | 5,225,669           |
| <b>【固定資産】</b> | <b>【 1,923,380】</b> | その他の他            | 4,035               |
| (有形固定資産)      | ( 637,320)          | <b>【固定負債】</b>    | <b>【 268,813】</b>   |
| 建物            | 157,624             | 長期借入金            | 50,000              |
| 構築物           | 2,159               | リース債務            | 5,306               |
| 車両運搬具         | 103                 | 役員退職慰労引当金        | 213,507             |
| 工具、器具及び備品     | 293,745             | <b>負債合計</b>      | <b>8,971,622</b>    |
| 土地            | 136,266             | <b>純 資 産 の 部</b> |                     |
| リース資産         | 5,953               | 科 目              | 金 額                 |
| 建設仮勘定         | 41,466              | <b>【株主資本】</b>    | <b>【 6,938,597】</b> |
| (無形固定資産)      | ( 431,914)          | (資本金)            | ( 667,782)          |
| 商標権           | 352                 | (資本剰余金)          | ( 3,509,216)        |
| ソフトウェア        | 429,882             | 資本準備金            | 3,509,216           |
| 電話加入権         | 1,678               | (利益剰余金)          | ( 4,024,763)        |
| (投資その他の資産)    | ( 854,146)          | 利益準備金            | 22,010              |
| 投資有価証券        | 500,000             | その他利益剰余金         | 4,002,753           |
| 長期前払費用        | 113,115             | 別途積立金            | 3,560,000           |
| 差入保証金         | 59,887              | 繰越利益剰余金          | 442,753             |
| 繰延税金資産        | 152,192             | (自己株式)           | (Δ1,263,165)        |
| その他           | 28,949              | <b>純資産合計</b>     | <b>6,938,597</b>    |
| <b>資産合計</b>   | <b>15,910,219</b>   | <b>負債・純資産合計</b>  | <b>15,910,219</b>   |

# 損 益 計 算 書

（平成22年7月1日から  
平成23年6月30日まで）

（単位：千円）

| 科 目                     | 金       | 額         |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 5,828,554 |
| 売 上 原 価                 |         | 4,056,134 |
| 売 上 総 利 益               |         | 1,772,419 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 997,360   |
| 営 業 利 益                 |         | 775,059   |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息                 | 277     |           |
| 有 価 証 券 利 息             | 34,227  |           |
| 複 合 金 融 商 品 評 価 益       | 39,100  |           |
| そ の 他                   | 1,692   | 75,297    |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 利 息                 | 1,159   | 1,159     |
| 経 常 利 益                 |         | 849,197   |
| 特 別 利 益                 |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 14,813  | 14,813    |
| 特 別 損 失                 |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 27,334  |           |
| 固 定 資 産 評 価 損           | 6,775   |           |
| 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額 | 209,871 | 243,982   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 620,029   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税   | 247,579 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 6,936   | 254,515   |
| 当 期 純 利 益               |         | 365,513   |

## 株主資本等変動計算書

（平成22年7月1日から  
平成23年6月30日まで）

（単位：千円）

|          |            |
|----------|------------|
| 株主資本     |            |
| 資本金      |            |
| 前期末残高    | 667,782    |
| 当期変動額    |            |
| 当期変動額合計  | —          |
| 当期末残高    | 667,782    |
| 資本剰余金    |            |
| 資本準備金    |            |
| 前期末残高    | 3,509,216  |
| 当期変動額    |            |
| 当期変動額合計  | —          |
| 当期末残高    | 3,509,216  |
| 資本剰余金合計  |            |
| 前期末残高    | 3,509,216  |
| 当期変動額    |            |
| 当期変動額合計  | —          |
| 当期末残高    | 3,509,216  |
| 利益剰余金    |            |
| 利益準備金    |            |
| 前期末残高    | 22,010     |
| 当期変動額    |            |
| 当期変動額合計  | —          |
| 当期末残高    | 22,010     |
| その他利益剰余金 |            |
| 別途積立金    |            |
| 前期末残高    | 1,260,000  |
| 当期変動額    |            |
| 別途積立金の積立 | 2,300,000  |
| 当期変動額合計  | 2,300,000  |
| 当期末残高    | 3,560,000  |
| 繰越利益剰余金  |            |
| 前期末残高    | 2,598,007  |
| 当期変動額    |            |
| 別途積立金の積立 | △2,300,000 |
| 剰余金の配当   | △220,767   |
| 当期純利益    | 365,513    |
| 当期変動額合計  | △2,155,254 |
| 当期末残高    | 442,753    |



|          |                   |
|----------|-------------------|
| 利益剰余金合計  |                   |
| 前期末残高    | 3,880,017         |
| 当期変動額    |                   |
| 別途積立金の積立 | —                 |
| 剰余金の配当   | △220,767          |
| 当期純利益    | 365,513           |
| 当期変動額合計  | <u>144,745</u>    |
| 当期末残高    | <u>4,024,763</u>  |
| 自己株式     |                   |
| 前期末残高    | △1,263,165        |
| 当期変動額    |                   |
| 当期変動額合計  | —                 |
| 当期末残高    | <u>△1,263,165</u> |
| 株主資本合計   |                   |
| 前期末残高    | 6,793,851         |
| 当期変動額    |                   |
| 剰余金の配当   | △220,767          |
| 当期純利益    | 365,513           |
| 当期変動額合計  | <u>144,745</u>    |
| 当期末残高    | <u>6,938,597</u>  |
| 純資産合計    |                   |
| 前期末残高    | 6,793,851         |
| 当期変動額    |                   |
| 剰余金の配当   | △220,767          |
| 当期純利益    | 365,513           |
| 当期変動額合計  | <u>144,745</u>    |
| 当期末残高    | <u>6,938,597</u>  |

## 個別注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

### 2. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…………… 償却原価法（利息法）

その他有価証券…………… 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を当事業年度の損益に計上しております。

##### たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品…………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品…………… 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産（リース資産を除く）

…………… 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び工具、器具及び備品のうちソフトウェアと一体となってサービスを提供するサーバー設備については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～39年

工具、器具及び備品 3年～6年

##### 無形固定資産（リース資産を除く）

…………… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

## リース資産

### 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）及び年金資産に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金…………… 役員の退職慰労金の支給に備えるため、期末要支給額相当額を計上しております。

### (4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、法人税法の規定により均等償却を行っております。

#### (5) 会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。

(売上高の純額表示)

オンラインビジネスサービスのうちP I Nオンライン販売サービスの売上高と電子認証サービスのうち95bus.comサービスの売上高につきまして、従来、信用リスクの負担等を鑑み、総額表示をしておりましたが、平成21年7月9日公表「我が国の収益認識に関する研究報告（中間報告）－IAS第18号「収益」に照らした考察」（日本公認会計士協会 会計制度委員会研究報告第13号）を契機として、最近の会計実務慣行等を総合的に勘案し、経営成績をより明瞭に表示することができると判断し、当事業年度より売上高から仕入高を相殺のうえ、収益のみ純額表示する会計処理に変更しております。これにより、当事業年度は従来の方法に比較して、売上高及び売上原価が、それぞれ31,959,295千円減少しておりますが、売上総利益以下の各段階利益に与える影響はありません。

(役員退職慰労引当金)

当社の役員退職慰労金は前事業年度におきましては、取締役会決議に基づき、平成22年9月25日開催の定時株主総会における決議を前提に退任取締役に対する退職慰労金相当額を引当計上しておりましたが、当事業年度において、役員退職慰労金に関する内規を取締役会で決議し、制定したことに伴い、内規に基づく期末支給額を計上しております。この変更により、当事業年度発生額3,635千円は販売費及び一般管理費に、過年度発生額209,871千円は特別損失に計上しております。この結果、営業利益及び経常利益は3,635千円減少し、税引前当期純利益は213,507千円減少しております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 745,545千円
- (2) 「収納代行預り金」は回収代行業務に係る預り金であり、それに見合う金額が「現金及び預金」に含まれております。

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末の株式数<br>(株) | 当事業年度増加株式数<br>(株) | 当事業年度減少株式数<br>(株) | 当事業年度末の株式数<br>(株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 普通株式  | 115,019           | —                 | —                 | 115,019           |

##### (2) 自己株式の種類及び数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末の株式数<br>(株) | 当事業年度増加株式数<br>(株) | 当事業年度減少株式数<br>(株) | 当事業年度末の株式数<br>(株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 普通株式  | 14,670            | —                 | —                 | 14,670            |

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成22年9月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 220,767        | 2,200           | 平成22年6月30日 | 平成22年9月27日 |

###### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年9月23日開催予定の第29回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成23年9月23日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 160,558        | 1,600           | 平成23年6月30日 | 平成23年9月26日 |

##### (4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

|            |                   |
|------------|-------------------|
|            | 平成16年5月12日取締役会決議分 |
| 目的となる株式の種類 | 普通株式              |
| 目的となる株式の数  | 3,000株            |

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動資産

(繰延税金資産)

投資有価証券評価損 25,661千円

賞与引当金 7,596千円

その他 692千円

繰延税金資産（流動）の合計 33,951千円

(繰延税金負債)

未収還付事業税 8,409千円

繰延税金負債（流動）の合計 8,409千円

繰延税金資産（流動）の純額 25,542千円

固定資産

(繰延税金資産)

減価償却費 46,061千円

ソフトウェア 12,828千円

役員退職慰労引当金 86,214千円

その他 8,928千円

繰延税金資産（固定）の合計 154,032千円

(繰延税金負債)

長期前払費用 1,839千円

繰延税金負債（固定）の合計 1,839千円

繰延税金資産（固定）の純額 152,192千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) 当事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

|            | 機械及び装置<br>(千円) | 工具、器具及び備品<br>(千円) | 合計<br>(千円) |
|------------|----------------|-------------------|------------|
| 取得価額相当額    | 5,300          | 18,333            | 23,633     |
| 減価償却累計額相当額 | 3,886          | 18,333            | 22,220     |
| 期末残高相当額    | 1,413          | —                 | 1,413      |

(2) 当事業年度の末日における未経過リース料期末残高相当額

|     |         |
|-----|---------|
| 1年内 | 1,101千円 |
| 1年超 | 372千円   |
| 合計  | 1,474千円 |

(3) その他当該リース物件に係る重要な事項

|          |         |
|----------|---------|
| 支払リース料   | 2,070千円 |
| 減価償却費相当額 | 1,976千円 |
| 支払利息相当額  | 50千円    |

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用につきましては主に安全性の高い預金等やMRF等で運用し、一部の余剰資金について効率的な運用を図ることを目的として、長期的な債券及び複合金融商品への投資を行っております。また、資金調達につきましては、内部資金を優先して充当することとし、必要に応じて銀行借入等により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、与信管理規程及び売上債権管理規程に従い、営業部門及び管理部門が顧客の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

有価証券の一部は他の有価証券（複合金融商品）であり、また投資有価証券は、余剰資金の運用を目的とした満期保有目的の債券であり、市場価格等の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、資金運用管理規程に従い、定期的に時価を把握し、取

締役に報告しております。

長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達であり、返済期間5年以内の固定金利による借入金であります。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

|              | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|--------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金   | 8,283,646        | 8,283,646  | —          |
| (2) 売掛金      | 1,962,796        | 1,962,796  | —          |
| (3) 有価証券     | 436,450          | 436,450    | —          |
| (4) 投資有価証券   | 500,000          | 391,360    | △108,640   |
| 資産計          | 11,182,892       | 11,074,252 | △108,640   |
| (1) 買掛金      | 3,193,686        | 3,193,686  | —          |
| (2) 収納代行預り金  | 5,208,692        | 5,208,692  | —          |
| (3) 長期借入金(*) | 70,000           | 70,380     | 380        |
| (4) リース債務(*) | 6,495            | 6,548      | 52         |
| 負債計          | 8,478,873        | 8,479,306  | 432        |

(\*) 1年以内返済予定額を含んでおります。

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券、(4) 投資有価証券

時価は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、デリバティブを組み込んだ複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、「(3) 有価証券」に含めて記載しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 収納代行預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。



(3) 長期借入金、(4) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 69,144円66銭

(2) 1株当たり当期純利益 3,642円42銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(株式の公開買付けによる子会社化)

当社は、平成23年6月7日開催の取締役会において、株式会社ナノ・メディア（以下「対象者」という。）が発行する普通株式を公開買付けにより取得することを決議しました。

当該決議に基づく公開買付けの結果、対象者は平成23年7月19日付で当社の連結子会社となりました。

(1) 公開買付けによる株式取得の目的

当社は、対象者の筆頭株主である伊藤忠商事株式会社の保有する対象者普通株式28,714株を取得するとともに、対象者を連結子会社とすることを目的として公開買付けを実施することといたしました。

当社及び対象者がモバイルコンピューティング事業におけるノウハウ及び人材等、各々が有するスキーム、経営資源等を相互に補完・有効活用することが両社の事業基盤の更なる強化と業容拡大に繋がり、ひいては両社の企業価値最大化に資するとの認識で一致し、その提携によるシナジーを円滑に実現するため、公開買付けを実施することとしました。

(2) 買付け等の概要

① 対象者の概要

イ. 商号：株式会社ナノ・メディア

ロ. 本店所在地：東京都港区南青山一丁目1番1号

ハ. 代表者の役職・氏名：代表取締役社長 星野 洋

ニ. 事業内容：エンタテインメント事業

ホ. 資本金の額：1,770,425千円（平成23年3月31日現在）

ヘ. 設立年月日：平成11年4月30日

② 買付け等の期間  
平成23年6月8日から平成23年7月11日まで

③ 買付け等の価格  
普通株式1株につき、金26,000円

④ 買付け等の結果  
イ. 買付け等を行った株券等の数

35,724株

ロ. 買付け等を行った後における株券等所有割合

|                           |         |                           |
|---------------------------|---------|---------------------------|
| 買付け等前における当社の所有株券等に係る議決権の数 | 一個      | (買付け等前における株券等所有割合 -%)     |
| 買付け等後における当社の所有株券等に係る議決権の数 | 35,724個 | (買付け等後における株券等所有割合 59.64%) |
| 対象者の総株主等の議決権の数            | 59,868個 |                           |

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成23年6月24日に提出した第13期有価証券報告書に記載された平成23年3月31日現在の対象者の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式についても買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成23年6月24日に提出した第13期有価証券報告書に記載された平成23年3月31日現在における新株予約権(12個)を普通株式に換算した株式数(36株)に係る議決権(36個)を加算した議決権の数(59,904個)を分母としております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

ハ. 取得価額  
928,824千円

ニ. 支払資金の調達及び支払方法  
自己資金

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成23年 8月24日

ウェルネット株式会社  
取締役会 御中

#### 創研合同監査法人

代表社員 公認会計士 前田 裕次 ㊟  
業務執行社員  
業務執行社員 公認会計士 北倉 隆一 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウェルネット株式会社の平成22年7月1日から平成23年6月30日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

1. 個別注記表の2. 重要な会計方針に係る事項 (5) 会計方針の変更 (売上高の純額表示) に記載されているとおり、会社は、オンラインビジネスサービスのうちP I Nオンライン販売サービスの売上高と電子認証サービスのうち95bus.comサービスの売上高の計上については、従来の総額表示から、売上高から仕入高を相殺のうえ、収益のみ純額表示する会計処理に変更している。

2. 個別注記表の2. 重要な会計方針に係る事項（5）会計方針の変更（役員退職慰労引当金）に記載されているとおり、会社は、役員退職慰労引当金については、内規に基づく期末要支給額を計上する方法に変更している。
3. 個別注記表の10. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、株式会社ナノ・メディアが発行する普通株式を平成23年7月に取得し、平成23年7月19日付で連結子会社としている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年7月1日から平成23年6月30日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会及びその他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他の審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人創研合同監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年8月26日

ウエルネット株式会社 監査役会

監査役（常勤） 埴原義夫 ㊟

監査役 赤澤正通 ㊟

監査役 後藤勝彦 ㊟

(注) 常勤監査役埴原義夫、監査役赤澤正通並びに後藤勝彦は、社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を充実させつつ、業績動向や経営環境等を総合的に勘案して、株主様への利益還元を実施していくことを基本方針としてまいりました。

また、平成22年8月23日付中期経営計画において配当性向を33.3%とする旨明示しており、当期における特殊要因である役員退職慰労引当金繰入額を除いた当期純利益に基づいて、以下のとおりといたしたいと存じます。

また、その他の剰余金の処分に関する事項につきましては、既存事業の強化・拡大、新規事業の創出・育成に向けた研究開発、設備投資等に充当し、長期的な企業価値向上を図るため、内部留保に努めることとし、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当1,600円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、160,558,400円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年9月26日

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

#### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 280,000,000円

#### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 280,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

#### (1) 目的の変更

今後の事業展開を勘案し、事業目的を追加するため、現行の定款第2条（目的）を変更するものであります。

#### (2) その他

以上の変更に伴い、条数等について所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                  | 変 更 案                                  |
|--------------------------|----------------------------------------|
| 第1章 総 則                  | 第1章 総 則                                |
| (目的)                     | (目的)                                   |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。               |
| 1.                       | 1.                                     |
| ～ <条文省略>                 | ～ <現行どおり>                              |
| 10.                      | 10.                                    |
| (新設)                     | <u>11.</u> <u>資金移動業および前払式支払手段の発行業務</u> |
| (新設)                     | <u>12.</u> <u>貸金業</u>                  |
| <u>11.</u>               | <u>13.</u>                             |
| ～ <条文省略>                 | ～ <現行どおり>                              |
| <u>12.</u>               | <u>14.</u>                             |



### 第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                       | 所有する当社の<br>株式数 |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 猪飼俊哉<br>(昭和35年7月1日生) | 昭和58年4月 ㈱富士銀行(現㈱みずほ銀行) 入行<br>平成15年7月 同行いわき支店長<br>平成20年1月 同行調布支店長<br>平成23年6月 当社入社執行役員管理部長(現任) | 一株             |

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である創研合同監査法人は、本総会終結の時をもって退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(平成23年3月末日現在)

|       |                              |                                                                      |
|-------|------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 名 称   | 有限責任監査法人トーマツ                 |                                                                      |
| 事 務 所 | 主たる事務所                       | 東京都港区芝浦四丁目13番23号 MS芝浦ビル                                              |
| 沿 革   | 昭和43年5月<br>平成2年2月<br>平成21年7月 | 等松・青木監査法人設立<br>監査法人トーマツに名称変更<br>有限責任監査法人への移行に伴い、法人名称を有限責任監査法人トーマツに変更 |
| 概 要   | 資本金<br>構成人員<br>監査関与会社数       | 694百万円 (平成23年3月末日現在)<br>6,092名 (平成23年3月末日現在)<br>3,685社 (平成22年9月末日現在) |

## 第5号議案 取締役に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社は、役員退職慰労金制度の見直しにあたり、役員報酬制度の一環として、取締役に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することといたしたいと存じます。本議案は、これに伴い、取締役に対するストック・オプション報酬の額及びその具体的な内容についてご承認をお願いするものであります。

### 1. 取締役に対して割り当てる新株予約権の取締役報酬に関する事項

現在の取締役の報酬は、平成20年9月27日開催の第26回定時株主総会においてご承認いただいた年額200,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）となっております。

当社は、平成23年6月期第1四半期に創業時からの役員に対し、役員退職慰労引当金を計上し、これをもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。以降、今後の役員報酬制度の見直しを行って参りましたが、このたび当社業績及び株式価値との連動性をより高めた報酬制度へ移行することといたしました。

「株式価値との連動性を高める」基本方針のもと、業績が予め設定した利益計画達成基準に達しない場合は付与しないなどの仕組みとすることで、当社の業績向上による、企業価値向上への強い意識を持ち、同時に株主重視の姿勢を明確にすることを目的とし、取締役（社外取締役を除く。）を対象に、従来の取締役の報酬の額とは別枠で、年額30,000千円を上限として、新たに株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を発行いたしたいと存じます。

対象取締役（社外取締役を除く。）に対する個別の交付数については、当社の利益計画達成基準を設けて、当社取締役会において決定することといたします。また、対象の取締役は、本総会に付議する第3号議案「取締役1名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、社外取締役を除く6名です。

なお、本件新株予約権の価額については、企業会計基準委員会が平成17年12月27日に公表している企業会計基準第8号の「ストック・オプション等に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第11号の「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に従い、適切に評価した価額といたします。

## 2. 報酬としての相当性

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、新株予約権を付与することについては、ストック・オプション目的で付与するものであり、業績向上等に対する意欲や士気を高めることを目的とするものであることから、取締役の報酬等として相当と考えます。

## 3. 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定される公正価値を基準とし、1円に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価値であり、当社は、割当対象者に対し当該金額に相当する金銭報酬を支給することとし、当社に対する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺します。

## 4. 新株予約権の割当日

当社取締役会に委任します。

## 5. 新株予約権の総数

500個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とします。

## 6. 新株予約権の内容

### (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式500株を上限とし、本件新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、各本件新株予約権の目的である株式の数は、次の算式において調整される。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割（または株式併合）  
の比率

かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本件新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、株式数の調整を必要とする場合には、当社は、取締役会の決議により必要と認める株式数の調整を行うことができる。

### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、目的株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、行使価額は1円とする。

### (3) 新株予約権を行使することができる期間

本件新株予約権の割当日の翌日から40年以内とする。

### (4) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。

### (5) 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による本件新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

### (6) 新株予約権のその他の内容

本件新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される本件新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定める。

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内略図

会場 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム ホールD5



最寄駅 J R線(山手線・京浜東北線)有楽町駅 国際フォーラム口より徒歩1分  
東京メトロ有楽町線 有楽町駅 A4b出口より徒歩1分※  
※地下通路で東京国際フォーラム地下1階と連絡しております。

J R線東京駅丸の内南口(徒歩5分)、東京メトロ日比谷線日比谷駅(徒歩5分)、都営地下鉄三田線日比谷駅(徒歩5分)からもご来場いただけます。

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。